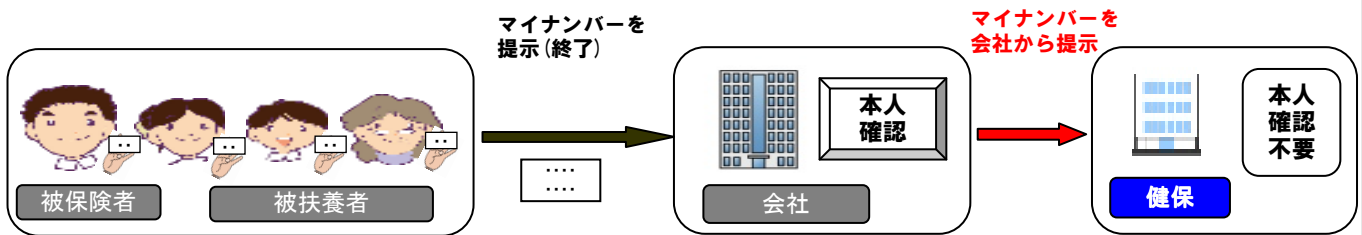


健康保険組合はマイナンバーを「個人番号利用事務実施者」として取り扱います。

H29年1月から、健康保険組合ではマイナンバーを「健康保険法による保険給付の支給または保険料等の徴収に関する事務」のために利用を開始します。

マイナンバーの受け取りから提供までの流れ



平成29年1月以降 個人番号の記載が必要な健康保険関係の届出様式一覧

| 適用関係 | 給付関係 |
|------------------------|-------------------------|
| 被保険者資格取得届 | 限度額適用認定申請書 |
| 保険者資格喪失届 | 限度額適用・標準負担額減額認定申請書 |
| 被保険者氏名変更（訂正）届 | 療養費支給申請書 |
| 被保険者報酬月額算定基礎届 | 移送費支給申請書 |
| 被保険者報酬月額変更届 | 傷病手当支給申請書 |
| 被保険者賞与支払届 | 埋葬料（費）支給申請書 |
| 健康保険被扶養者（異動）届 | 出産育児一時金支給申請書 |
| 育児休業等取得者申出書（新規・延長）/終了届 | 出産手当金支給申請書 |
| 育児休業等終了時報酬月額変更届 | 特定疾病療養受領証交付申請書 |
| 産前産後休業取得者申出書/変更（終了）届 | 高額療養費支給申請書 |
| 産前産後休業終了時報酬月額変更届 | 高額介護合算療養費兼自己負担額証明書交付申請書 |

尚、上記一覧は平成27年12月時点の資料のため、追加される場合は今後、お知らせします。

個人番号を利用することが出来る事務の一例

被扶養者の異動、資格確認にも…



各種給付の申請書にも…



退職後の任意継続の手続きにも…



マイナンバーの疑問??



マイナンバーを使うメリットは？



行政手続きを簡素化し、国民の利便性を高めます。

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化されます。行政事務の効率化で間違いの予防につながるだけでなく、一人ひとりの所得や他の行政サービスに受給状況を把握しやすくなるため、きめ細やかな社会保障が行われます。



マイナンバーは何に使うの？



社会保障、税、災害対策の行政手続きで使われます。

国の行政機関や地方公共団体などの年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで使います。マイナンバーを利用する範囲は法律や条例で定められており、むやみに他人に提供することはできません。



個人情報保護法は大丈夫？



個人情報保護法よりも厳しい法律で守られています。

他人のマイナンバーを使った”成りすまし”を防止するために、厳正な本人確認が義務付けられています。また、マイナンバーから特定の団体が共通のデータベースを構築することはないため、そこから個人情報がまとめて漏れるようなこともありません。



マイナンバーの取り扱いでの注意は？



忘れたり、漏えいしないようにご注意ください。

マイナンバーは、生涯にわたって利用する番号なので、忘れたり、漏えいしたりしないように大切に保管してください。他の手続きのパスワードなどにマイナンバーを使うことも避けてください。

平成27年10月～

平成28年1月～

平成29年1月～

制度実施の流れ

マイナンバーの通知を住民票の住所へ送付開始

・社会保障・税・災害対策の
手続きで利用開始
・申請者に個人番号カード交付

国の行政機関の間で
情報連携を開始
《健康保険手続きで利用開始》

*「個人番号利用事務実施者」とは、マイナンバーを使って、番号法（「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律」）や条例で定める行政事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人などのことです。健康保険組合は「個人番号利用事務実施者」として、その事務の範囲内でマイナンバーを使用致します。

■日産自動車プリンス健康保険組合 相談窓口

03-6893-5141

もっと詳しく知りたいときは

●マイナンバーコールセンター

0570-20-0178

平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始除く）

●マイナンバーWebサイト

マイナンバー

検索